



2020年6月3日

各 位

会社名 株式会社ビジネスブレイン太田昭和
代表者名 代表取締役社長 石川 俊彦
(コード：9658 東証第一部)
問合せ先 執行役員管理本部長 上原 仁
電話 03-3507-1302

役員向け株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2020年6月3日開催の取締役会において、2015年度より導入している当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び当社のグループ会社（以下併せて「対象会社」という。）の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とした、株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続及び一部改定に関する議案について、2020年6月24日開催予定の当社の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の継続について

当社は、2020年8月末日に信託期間が終了する本制度について、信託契約の変更を行うことにより、信託期間を5年間延長します。なお、継続後の本制度は、2021年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度を対象とします。

2. 本制度における改定後の内容等

(1) 現行の本制度の概要

本制度は、各対象会社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、連続する5事業年度（以下「対象期間」という。）における役位及び業績達成度等に応じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、取締役の退任時となります。

(2) 本制度の改定内容

当社は、本制度の以下項目に記載の内容につき一部改定したうえで、継続することといたしました。

《改定内容》

①本制度の対象者

当社の取締役及び当社のグループ会社の取締役を対象としていましたが、当社グループ全体の役員報酬制度の見直しを踏まえ、本制度の制度対象者を当社の取締役のみとすることに改定いたします。

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> 当社の取締役 (社外取締役、監査等委員である取締役を除く。) 当社のグループ会社の取締役 (社外取締役を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 当社の取締役 (社外取締役、監査等委員である取締役を除く。)

②本信託に拠出される信託金の上限

当社の役員報酬制度の報酬水準の見直しならびに制度対象となる当社取締役の人数が本制度導入時よりも増加していることも踏まえ、本制度における信託金の上限を改定いたします。

対象会社	改定前	改定後
当社	5事業年度を対象として <u>150百万円</u>	5事業年度を対象として <u>325百万円</u>
グループ子会社の合計	<u>5事業年度を対象として 合計 150百万円</u>	— (本制度の対象とせず)

③本信託から交付される当社株式数の上限

当社の役員報酬制度の報酬構成の見直しならびに制度対象となる当社取締役の人数が本制度導入時よりも増加していることも踏まえ、本制度から交付される当社株式数の上限を改定いたします。

対象会社	改定前	改定後
当社	年間付与ポイント数の上限 <u>15,000ポイント</u>	年間付与ポイント数の上限 <u>25,000ポイント</u>
グループ子会社の合計	<u>年間付与ポイント数の上限 15,000ポイント</u>	— (本制度の対象とせず)

※本制度における1ポイントは、当社普通株式1株となります。

その他本制度内容に変更はございません。

(従前の本制度内容については、2015年5月26日付「役員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ(詳細決定)」をご参照ください。)

なお、今般の本制度の継続ならびに制度改定においては、2020年8月末日で終了する予定の信託が所有する残余株式を活用するため、新たな資金拠出及び信託による当社株式の追加取得は予定しておりません。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|---------|--|
| ① 信託契約日 | 2015年9月11日(2020年7月に信託期間延長のため変更予定) |
| ② 信託期間 | 2015年9月11日～2020年8月末日
(2020年7月の信託契約の変更により、2025年8月末日まで延長予定) |
| ③ 制度開始日 | 2015年10月1日 |
| ④ 議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑤ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑥ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上